

第1期江差町 子どもの未来応援計画 (貧困対策推進計画)

～生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが
将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指して～

令和2年度～令和6年度

江 差 町

<もくじ>

■第1章 計画の策定について.....	1
1 計画策定の背景	1
2 本町の計画について.....	2
■第2章 貧困に関する現況	4
1 わが国の状況.....	4
【解説】 貧困に関する国の指標	5
2 子どもの貧困の状況（平成30年度）	7
■第3章 本町の子どもたちの生活実態.....	8
1 本町の状況.....	8
2 生活実態調査の概要.....	9
3 アンケート調査の結果.....	10
4 子どもの貧困にかかる支援ニーズに対する資源量調査	19
■第4章 計画の考え方と課題	21
1 計画の考え方.....	21
2 計画の課題と方向性	23
(1) 教育の機会均等を図る支援（学習支援）	23
(2) 生活の安定に資するための支援（生活支援）	24
(3) 保護者の職業生活と安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）	25
■第5章 計画の推進について.....	27
1 推進状況の把握	27
2 計画の進行管理	27
3 計画の進行管理の指標.....	28
■資料編 令和2年度の江差町の取り組み	29
基本施策1【教育の機会均等を図る支援（学習支援）】	29
基本施策2【生活の安定に資するための支援（生活支援）】	34
基本施策3【保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）】	40
子供の貧困対策に関する大綱のポイント	43
子供の貧困対策に関する大綱.....	46
■参考資料	66

■第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景

(1) 背景

わが国全体における少子高齢化や世帯構造、社会経済状況といった環境が大きく変化する中で、子どもが自分の可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、わが国全体の重要な課題となっています。その中で、課題の一つとされている子どもの貧困問題は、子どもが経済的に困窮している世帯に属しているという現状や、貧困が世代を超えて連鎖する今後への影響等により、子どもの社会性の不足や教育機会の喪失・将来的な不安定就労や低収入につながる可能性があります。

このような貧困のリスクや原因と考えられるものを一つひとつ取り除くための取り組みと、貧困の連鎖を断ち切るために継続的かつ横断的な取り組みが求められています。

(2) 国の動き

国においては、平成21年の子どもの貧困率が15.7%と、平成22年OECD（経済協力開発機構）加盟34か国で10番目に高い水準であったことなどを背景として、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が成立しました。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、国では様々な取組を進めてきました。

さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立しました。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

また、法改正では市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されたことや、前大綱も5年を目途に見直しを図ることとしていたことから、令和元年11月に新たに「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加されました。

(3) 北海道の動き

貧困対策推進法第9条第1項の規定に基づき、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指し、「北海道子どもの貧困対策推進計画」を平成27年12月に策定しました。

この計画は、平成27年度から令和元年度を計画期間として、教育、福祉、労働等の各部局が密接な連携を図ったうえで、幅広い分野に渡って策定されている関連分野の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの柱に沿って施策を推進してきました。

令和2年度から令和6年度までの第2期計画期間においては、子どもが未来を切り拓いていけるよう、全ての支援の出発点である「相談支援」をはじめ、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の5つの柱に沿って取組を進め、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じ、子どもの貧困対策の総合的な推進を目指しています。

2 本町の計画について

(1) 計画策定の趣旨

子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年6月に議員提出により法律が成立し、平成26年1月に施行されました。法律の構成は第1条目的、第2条基本理念、第3条国の責務、第4条では地方公共団体の責務など全16条で構成されています。その後、令和元年6月19日にこの法律の一部改正が成立し、3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりました。

この一部改正で第9条（子どもの貧困対策計画）の改正があり、「都道府県計画」を「都道府県計画又は市町村計画」に改められたことにより、市町村においても計画を定めるよう努めることとされたところです。

一方、本町では、昨年（平成30年8月）に江差町長は2期目4年間の町政を担うにあたり、基本的な考え方（いわゆる所信表明）において、「不幸ゼロのまちの実現」を打ち出し、誰もが望まない要因のゼロ化を目指す「不幸ゼロ」のまち実現のために各種施策を展開していく旨、表明したところです。

計画策定にあたり本町では、子どもの貧困問題を経済面だけでとらえるのではなく、成長過程に焦点をあて、子どもの健康、孤立など子どもの育つ環境全般にわたる複合的な課題ととらえることで、課題の解決・貧困リスクの低減に取り組んでまいります。そのため、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される福祉施策・教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策に係る支援体制を整備するため「第1期江差町子どもの未来応援計画（江差町子どもの貧困対策推進計画）」を令和2年度からの5ヶ年計画で策定し、江差町の子どもたちの未来を応援する貧困対策を推進してまいります。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、法令、大綱及び北海道が策定した計画や町の現状を踏まえるとともに、これまでの町の取り組みとの継続性を保ち、「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画」と一体的に進めるとともに、上位計画である総合計画や福祉計画などと調和を図るものとします。

(3) 計画期間

計画期間は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。

■第2章 貧困に関する現況

1 わが国の状況

(1) 子どもの貧困の状況

「国民生活基礎調査」によると、これまで増加傾向がみられた貧困に関する諸指標が、平成 27 年度に改善傾向がみられています。特に、子どもの貧困率（貧困世帯で暮らす 17 歳以下の子どもの割合）は、平成 24 年度の 16.3%から平成 27 年度には 13.9%となっており、平成 15 年度水準まで回復していますが、未だ、およそ 7 人に 1 人の子どもが経済的に貧困の状態にあることが確認されました。これは、17 歳以下の子どものうち、世帯の人数で調整した平均的な所得の半分未満の所得の世帯で暮らしている子どもがおおよそ 7 人に 1 人存在することを意味します。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人だけの世帯（ひとり親世帯等）の相対的貧困率は 50.8%と依然高い値ですが、平成 9 年度頃のピークからみると大きく改善しているといえます。

なお、江差町の貧困率については、国の調査からは算出することはできないため、全国の貧困率や生活保護受給状況、就学援助認定状況等公的機関の基礎データを考察します。

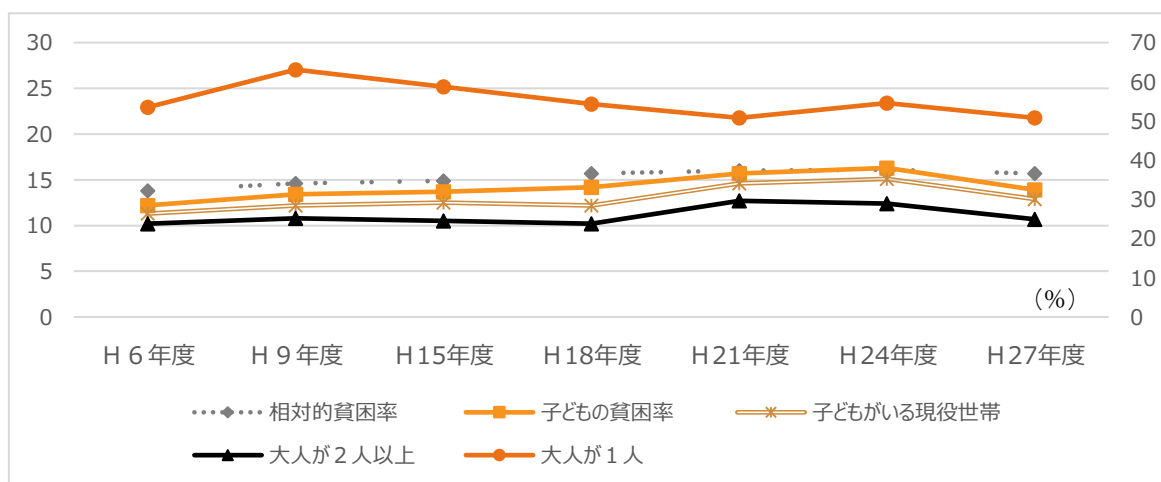
また、貧困の定義はさまざまな指標があり、現在、日本では所得を基準にしていますが、ヨーロッパなどでは物質的剥奪（三食の食事や学習必需品など、子どもが必要とする物や生活が与えられないこと）を貧困と捉える考え方もあります。このような数値で捉えづらい実態も把握し、支援等につなげるよう求められています。

(2) 貧困の推移

貧困率の推移

	H 6 年度	H 9 年度	H15 年度	H18 年度	H21 年度	H24 年度	H27 年度
相対的貧困率(%)	13.8	14.6	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率(%)	12.2	13.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯(%)	11.3	12.2	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が1人(%)	53.5	63.1	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が2人以上(%)	10.2	10.8	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
等価可処分所得の中央値	289 万円	297 万円	274 万円	260 万円	254 万円	250 万円	244 万円
貧困線	144 万円	149 万円	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円	122 万円

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

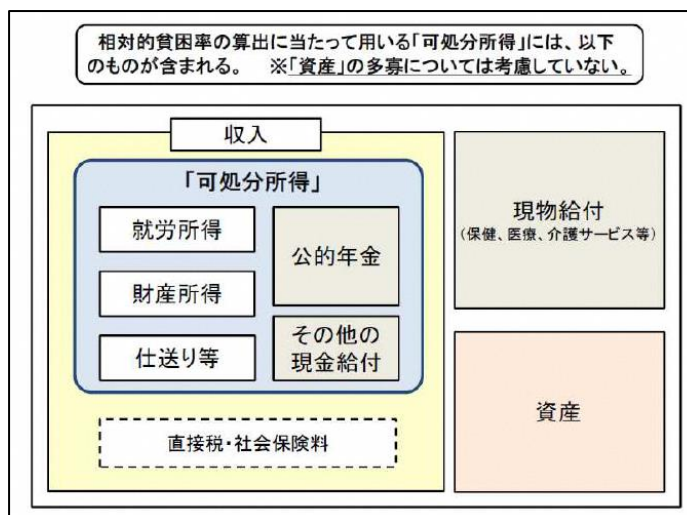


【解説】 貧困に関する国の指標

(1) 貧困線

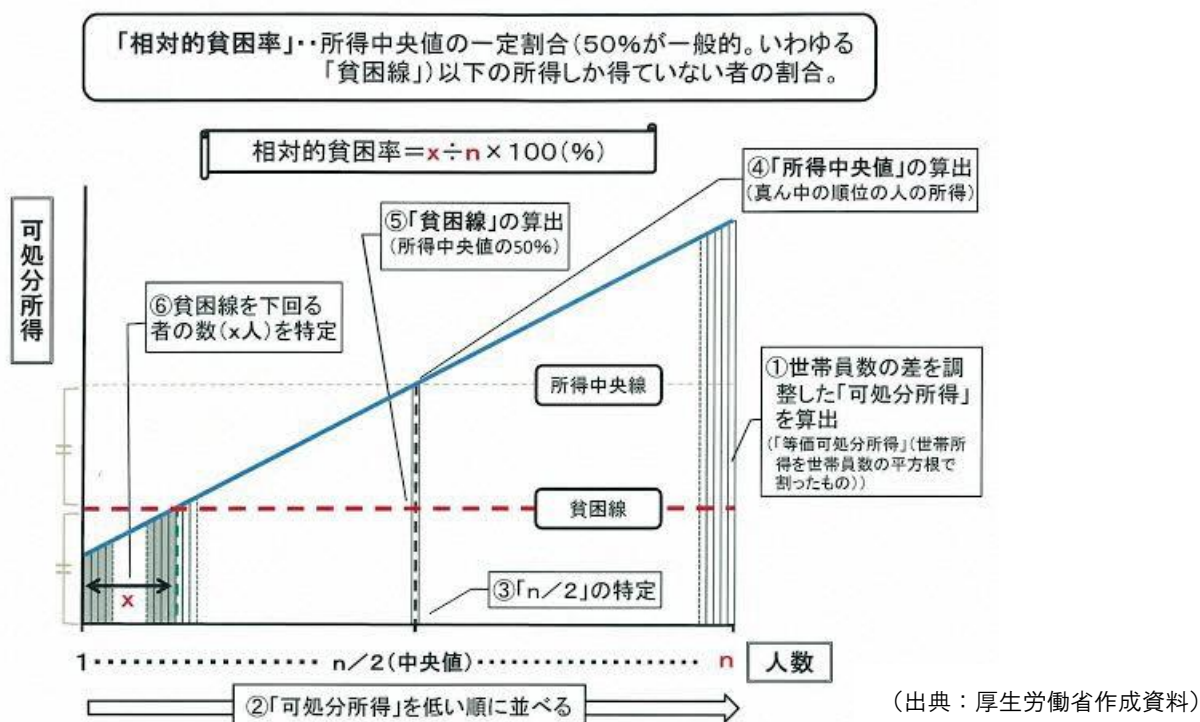
統計上、必要なものを購入して生活を支えられる最低限と考えられる収入水準。等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分の額が、その収入水準とされている。

可処分所得の考え方（出典：厚生労働省作成資料）



(2) 相対的貧困率

貧困線を下回る人の割合。



(3) 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合。

<参考> 算出式

$$\text{子どもの貧困率} = \frac{\text{相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下の者の総数}}$$

(4) 子どもがいる現役世帯の貧困率

①「大人が1人」の貧困率とは、

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が1人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄弟など）も含まれます。

②「大人が2人以上」の貧困率とは、

現役世帯のうち、「大人が2人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

2 子どもの貧困の状況（平成 30 年度）

指標		該当する子ども等の直近値	全世帯の子ども等の直近値
生活保護世帯に属する子ども	高校等進学率	93.7%	99.0%
	高等学校等中退率	4.1%	1.3%
	大学等進学率	19.9%	52.0%
	中学卒業後の就職率	1.5%	0.2%
	高校等卒業後の就職率	46.6%	18.2%
児童養護施設の子ども	中学卒業後の進学率	95.8%	99.0%
	中学卒業後の就職率	2.4%	0.2%
	高校卒業後の進学率	30.8%	72.9%
	高校卒業後の就職率	62.5%	18.2%
ひとり親家庭の子ども	保育所・幼稚園等の就園率	73.4%	58.4%
	中学卒業後の進学率	96.3%	99.0%
	中学卒業後の就職率	1.7%	0.2%
	高校卒業後の進学率	58.5%	72.9%
	高校卒業後の就職率	24.8%	18.2%
スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率	スクールソーシャルワーカーの配置人数	2,041 人	
	スクールカウンセラーを配置する小学校の割合	66.0%	
	スクールカウンセラーを配置する中学校の割合	89.6%	
日本学生支援機構の奨学金のうち貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）	無利子予約採用段階	100.0%	
	無利子在学採用段階	100.0%	
	有利子予約採用段階	100.0%	
	有利子在学採用段階	100.0%	
ひとり親家庭の保護者	母子家庭の就業率	81.8%	
	父子家庭の就業率	85.4%	
相対的貧困率	子どもの貧困率	13.9%	
	大人が一人の世帯の貧困率	50.8%	

（出典：厚生労働省「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」/直近値：平成 30 年 5 月 1 日）

■第3章 本町の子どもたちの生活実態

1 本町の状況

(1)生活保護の状況

本町における保護率（人口に対する生活保護を受けている人数）は、道水準と比較すると高くなっています。

	北海道	江差町
被生活保護世帯数（世帯）	123,882	269
被生活保護世帯人員数（人）	166,362	371
保護率（％）	3.09	4.57

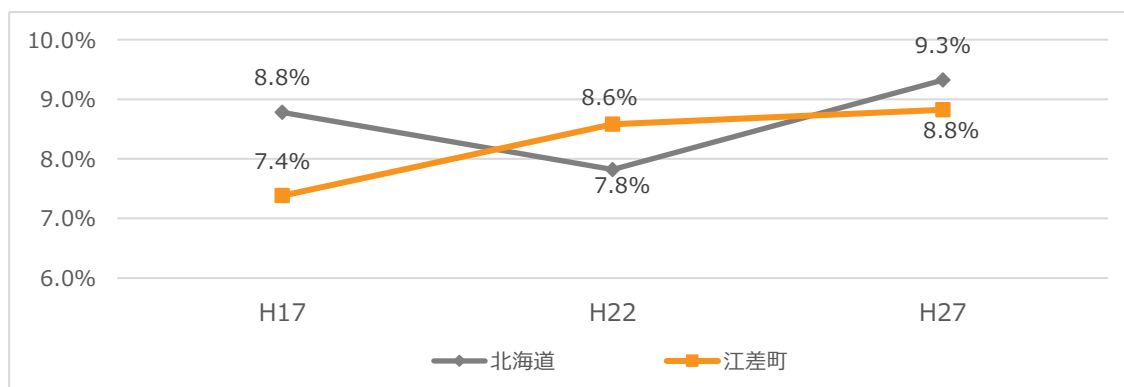
出典：社会保障生計調査（H28年調査）

(2)ひとり親家庭の状況

江差町のひとり親世帯の割合は、現在道水準よりは低く、国水準と同程度となっていますが、平成17年からの推移をみると増加傾向となっています。

		一般世帯数	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯	ひとり親世帯計	ひとり親世帯の割合
H27	全国【参考】	53,331,797	702,903	4,045,073	4,747,976	8.9%
	北海道	2,438,206	29,518	197,790	227,308	9.3%
	江差町	3,717	48	280	328	8.8%
H22	北海道	2,418,305	23,014	166,126	189,140	7.8%
	江差町	3,939	46	292	338	8.6%
H17	北海道	2,368,892	26,734	181,311	208,045	8.8%
	江差町	4,267	40	275	315	7.4%

出典：国勢調査



2 生活実態調査の概要

(1)生活実態調査（アンケート調査）の目的

本町における子どもの貧困対策に係る福祉施策・教育施策等の方向性を検討し、本町の子どもの貧困対策に係る支援体制の貧困対策計画を策定するため、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ、これらに応えるための資源量等について調査及び分析を行い、それらを取りまとめた調査報告書を作成しました。

(2)調査期間

平成 30 年 12 月 11 日 ～ 平成 31 年 1 月 25 日

(3)調査対象者・配布数・回収数

①保護者アンケート

小学校 5 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生の保護者を対象に、家庭の経済状況や、就業状況、子どもとのコミュニケーション、子どもの学習・進学に関する意向等を把握し、子どもの生活実態と経済状況などの家庭の状況との関連を分析することを目的として実施しました。

②子ども（生徒）アンケート

小学校 5 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生の子ども（生徒）を対象に、子どもの基本的な暮らしや学校生活の様子、学習意欲や進学に関する意向、放課後の過ごし方、将来の夢や希望、保護者との関わり等を把握することを目的として実施しました。

調査対象者	配布数	回収数	回収率	調査方法
小学 5 年生児童	63	56	88. 90%	各学校による配布、回収調査
小学 5 年生児童保護者	61	55	90. 20%	
中学 2 年生生徒	57	57	100. 00%	
中学 2 年生生徒保護者	47	47	100. 00%	
高校 2 年生生徒	41	30	73. 20%	
高校 2 年生生徒保護者	38	28	73. 70%	
計	307	273	88. 90%	

<留意点>

- ・ 回答結果の割合（％）は、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、合計値が 100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100%を超える場合があります。
- ・ グラフ及び表の「n」は、集計対象者数を表しています。

3 アンケート調査の結果

(1) 世帯類型

本調査における江差町の世帯類型は以下の通りです。

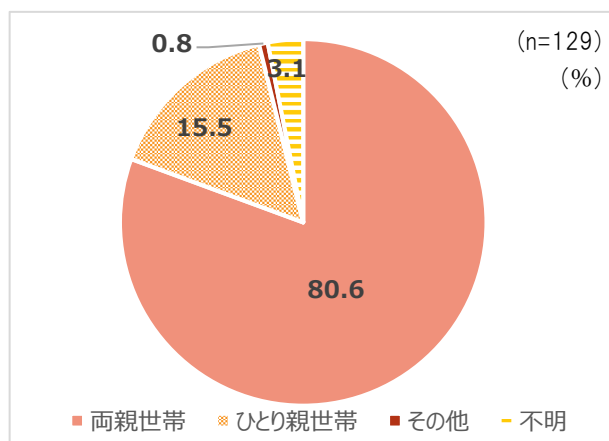
合計 (小中高全体)	両親世帯※		母子世帯		父子世帯		その他	無回答
	両親のみ	祖父母同居	親のみ	祖父母同居	親のみ	祖父母同居		
江差町 129 (人)	87	17	15	4	0	1	1	4
100.0 (%)	67.4	13.2	11.6	3.1	0.0	0.8	0.8	3.1
【参考】北海道 8,441 (人)	5,610	899	959	331	93	70	73	406
100.0 (%)	66.5	10.7	11.4	3.9	1.1	0.8	0.9	4.8

※両親世帯：父母が子どもと同居している世帯（以下同じ）

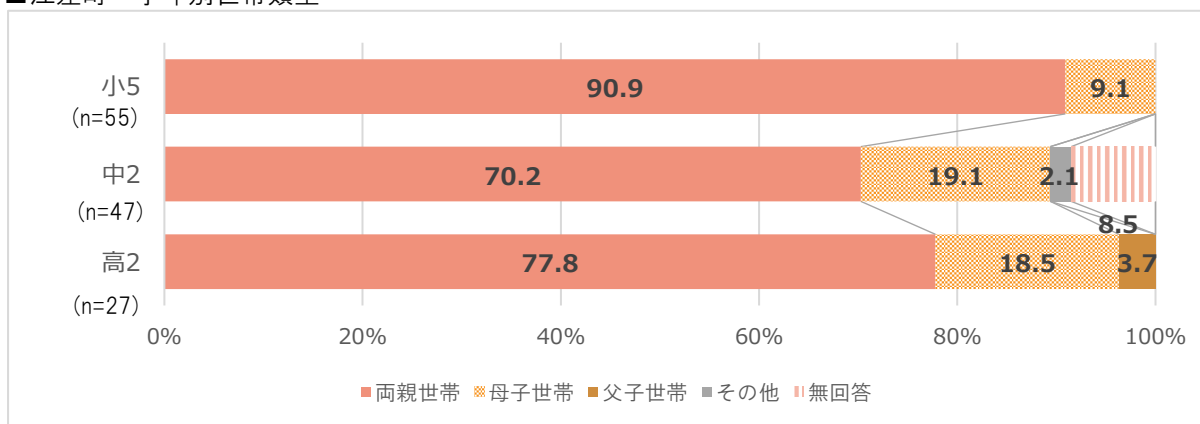
※【参考】北海道平成28年度調査

世帯類型は、小中高全体では「両親のみが同居する両親世帯」が67.4%、ついで「祖父母同居の両親世帯」が13.2%となっていました。

また、祖父母同居のケースも含めた世帯類型は、「両親世帯」が80.6%、「母子世帯」が14.7%、「父子世帯」が0.8%となり、全体におけるひとり親世帯の割合は15.5%となりました。



■ 江差町 学年別世帯類型



「両親世帯」「母子世帯」「父子世帯」の割合を、子の学年別に見ると、小学生に比べて中高生の世帯においてひとり親世帯率が高くなっていました。

(2)生活困難世帯の判定と状況

本調査では以下の２点のいずれも該当する世帯を「生活困難世帯」としました。

条件１．平成２７年国民生活基礎調査の「貧困線」（世帯収入と人員から算出した最低限の収入水準）を下回る世帯

条件２．過去１年に、経済的な理由で公共料金や家賃の支払いや必要な食料や衣料など、複数の項目で支払いができなかったと回答した世帯

<貧困線>

世帯員人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人
政府推計における貧困線の基準（H27）	122 万円	173 万円	212 万円	245 万円	274 万円	300 万円

※ ７人以上の世帯についても同様の基準で算出を行っています

※【例】両親と子１人（世帯員人数３人）で等価可処分所得 200 万の場合、基準の 212 万を下回るので貧困に該当

		合計	生活困難世帯	非生活困難世帯	判定不能
全体	(人)	129	15	98	16
	(%)	100.0	11.6	76.0	12.4
両親世帯	(人)	104	6	85	13
	(%)	100.0	5.8	81.7	12.5
ひとり親世帯	(人)	20	9	10	1
	(%)	100.0	45.0	50.0	5.0

※判定不能とは、条件１、２を判定するための設問が無回答だった世帯

生活困難世帯は、全体では 11.6%となっていました。世帯類型別にみると、ひとり親世帯における生活困難世帯の割合が 45.0%と特に高くなっています。

(3)アンケート調査結果の概要

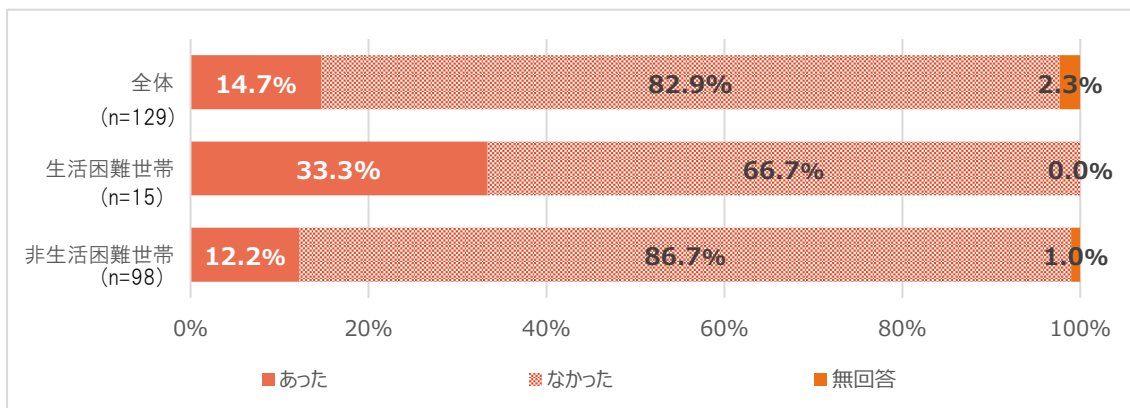
①母親の就労状況に関して【保護者対象】

	就労							非就労		
合計	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	派遣・契約・嘱託社員	会社・団体等の役員	自営	内職	その他	働いていない	わからない	無回答
江差町 128(人)	32	49	10	1	9	0	0	25	0	2
100.0(%)	25.0	38.3	7.8	0.8	7.0	0.0	0.0	19.5	0.0	1.6
北海道 8,278 (人)	1,769	3,629	474	67	536	35	76	1,532	11	149
100.0(%)	21.4	43.8	5.7	0.8	6.5	0.4	0.9	18.5	0.1	1.8

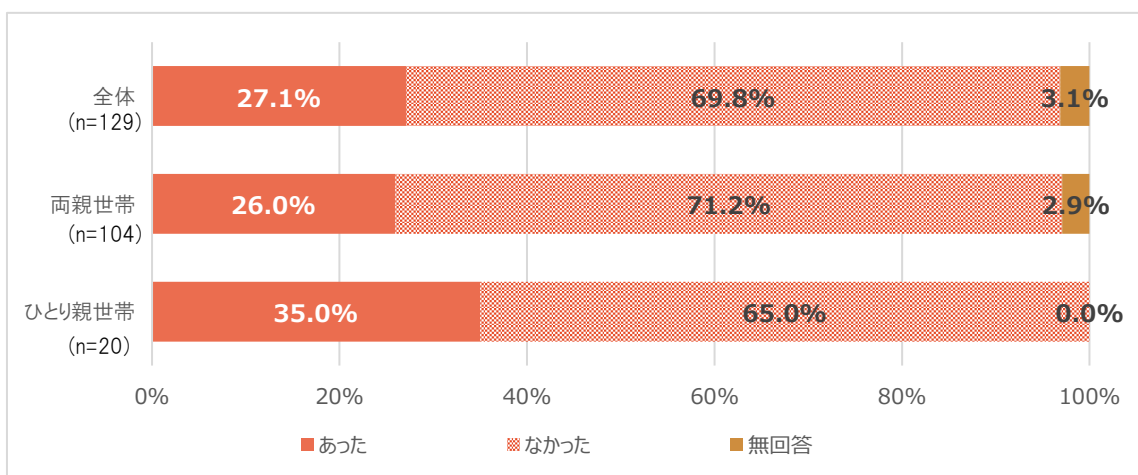
本調査における母親の就労状況は、全体では「パート・アルバイト」が 38.3%と最も高く、ついで「正規の職員・従業員」が 25.0%となっていました。それぞれ就労状況を小計すると、全体では「就労」の合計が 78.9%、「非就労」の合計が 19.5%となり、北海道調査とほぼ同水準でした。

②子どもの健康（医療機関への受診）に関して【保護者対象】

過去1年間に、子どもを病院や歯科で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった経験について、生活困難・非生活困難世帯別にみると、生活困難世帯の33.3%が「あった」と回答していました。



また同様に、過去1年間に、保護者自身が病院や歯科に行きたいのに行けなかった経験については、世帯類型別にみると、ひとり親世帯が医療機関への受診ができなかった経験の割合がやや高く、35.0%となっていました。



③親子のコミュニケーションに関して【保護者・生徒共通】

	n（人）	親子のかかわり／ふだんの活動について親子で話し合う（％）					
		まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	まああてはまる	非常にあてはまる	無回答
保護者全体	129（人）	0.8	3.1	3.9	59.7	28.7	3.9
生徒全体	140（人）	2.1	10.0	19.3	37.1	31.4	0.0

親子のコミュニケーション（ふだんの活動について親子で話し合う）がどの程度あるかについて、保護者全体では話し合っていると感じている割合（「非常にあてはまる」と「まああてはまる」の合計）が88.4％、話し合っていないと感じている割合（「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」の合計）が3.9％であるのに対し、生徒全体では話し合っていると感じている割合が68.5％、話し合っていないと感じている割合が12.1％となっており、子どもの方がコミュニケーション不足と感じている傾向が見られました。

④教育（塾や習い事）に関して【小5、中2保護者のみ】

子どもを塾や習い事に行っているかについて、全体では「行っている」52.9％、「行っていない」45.1％となっており、北海道調査とほぼ同様の傾向となっていました。

世帯類型別にみると、ひとり親世帯の子どもは「行っていない」の割合が高くなっていました。

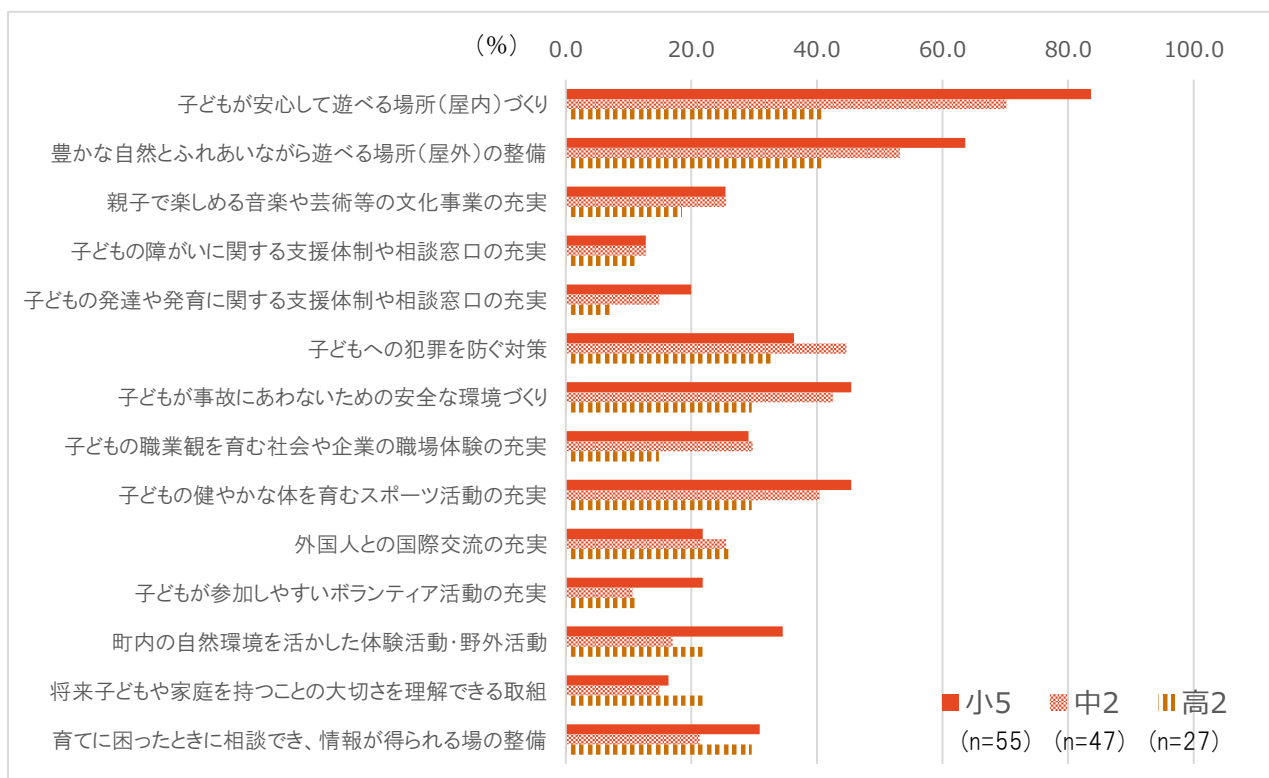
また、生活困難・非生活困難世帯別にみると、生活困難世帯はまったく習い事に行っていませんでした。

		n（人）	行っている	行っていない	無回答
			（％）		
江差町全体		102	52.9	45.1	2.0
世帯類型別	両親世帯	83	55.4	43.4	1.2
	ひとり親世帯	14	42.9	57.1	0.0
生活困難世帯別	生活困難世帯	9	0.0	100.0	0.0
	非生活困難世帯	80	63.8	35.0	1.3
【参考】北海道調査		6,589人	57.8%	41.4%	0.8%

⑤政策や取り組みに関して【保護者対象/複数回答可】

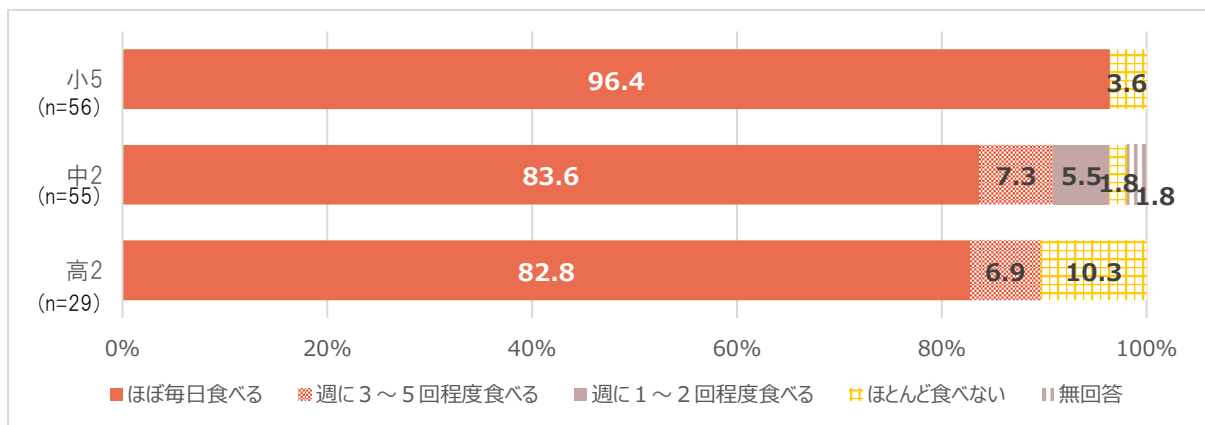
江差町が今よりも子どもを生み育てやすいまちとなるために、どのような「政策」を期待するかについては、全体では安心して遊べる屋内の遊び場や自然とふれあって遊べる屋外の遊び場の整備へのニーズが高くなっていました。

また、子どもの学年別に見ると、学年が低い方がより遊び場のニーズが高くなっています。一方で、学年が上がるにしたがって、国際交流への関心が高くなるという傾向がありました。



⑥朝食の習慣に関して【生徒対象】

朝食の習慣（頻度）について、小5生徒は96.4%が「ほぼ毎日食べる」と回答しているのに対し、中2生徒と高2生徒では約8割となっており、朝食の頻度が「週3～5回程度」以下の割合が高くなっていました。



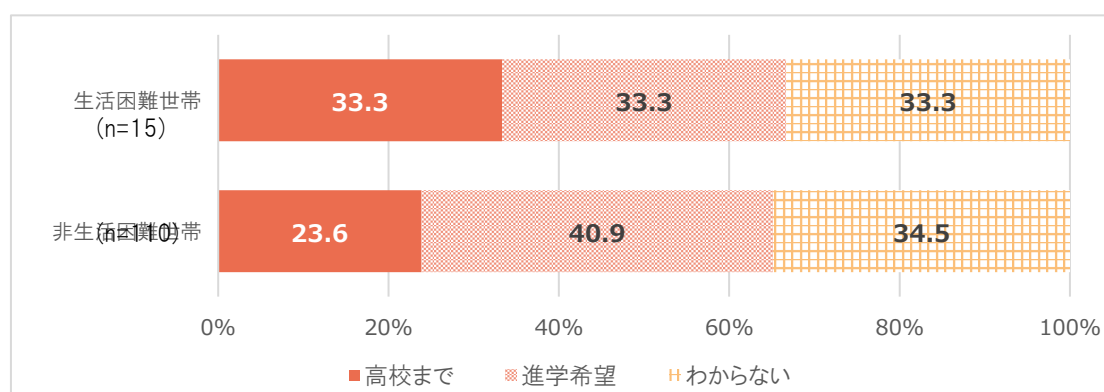
【参考】北海道調査：「毎日食べる」と回答した割合は小5（82.8%）、中2（80.9%）、高2（73.5%）

⑦進路に関して【生徒対象】

希望する進路について、全体をみると、「進学（短大、専門、大学等）」の割合がもっとも高くなっています。学年別にみると、高校生になると、進学を希望する割合が55.2%と半数以上となっていました。北海道調査と比較すると、高校までを希望する割合が高くなっています。

また、生活困難・非生活困難世帯別にみると、非生活困難世帯と比較して、生活困難世帯の方が進学を希望しない割合が高くなっていました。

		n (人)	希望する進路 (%)			
			高校まで	進学（短大、専門、大学等）	わからない	無回答
全体		140	27.1	38.6	33.6	0.7
学年	小5	56	33.9	26.8	39.3	0.0
	中2	55	20.0	41.8	38.2	0.0
	高2	29	27.6	55.2	13.8	3.4
【参考】北海道調査		6,219人	7.2%	68.9%	23.3%	0.6%

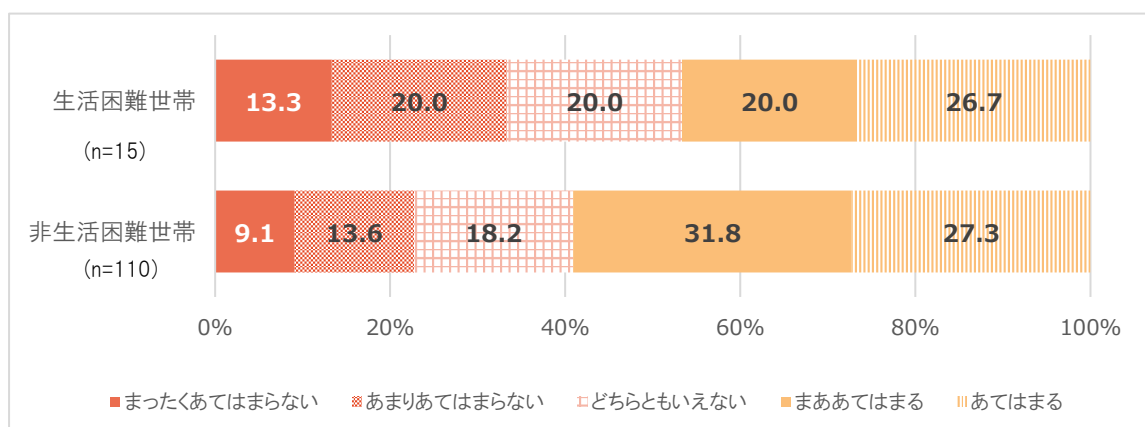


⑥学校生活に関して【生徒対象】

「学校へ行くのが楽しみだと感じますか」について、全体をみると、5割以上の生徒が「あてはまる」「まああてはまる」と回答しており、学校生活を楽しんでいると感じていますが、学年別にみると、学年が上がるにしたがって「まったくあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答する割合が高くなっていました。

また、生活困難・非生活困難世帯別にみると、非生活困難世帯と比較して、生活困難世帯の方が「まったくあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した割合が高くなっていました。

		n (人)	楽しみでない			楽しみ	
			まったくあてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	まああてはまる	あてはまる
			(%)				
全体		140	8.6	15.0	20.0	30.0	26.4
学年	小5	56	5.4	14.3	16.1	32.1	32.1
	中2	55	9.1	12.7	21.8	27.3	29.1
	高2	29	13.8	20.7	24.1	31.0	10.3



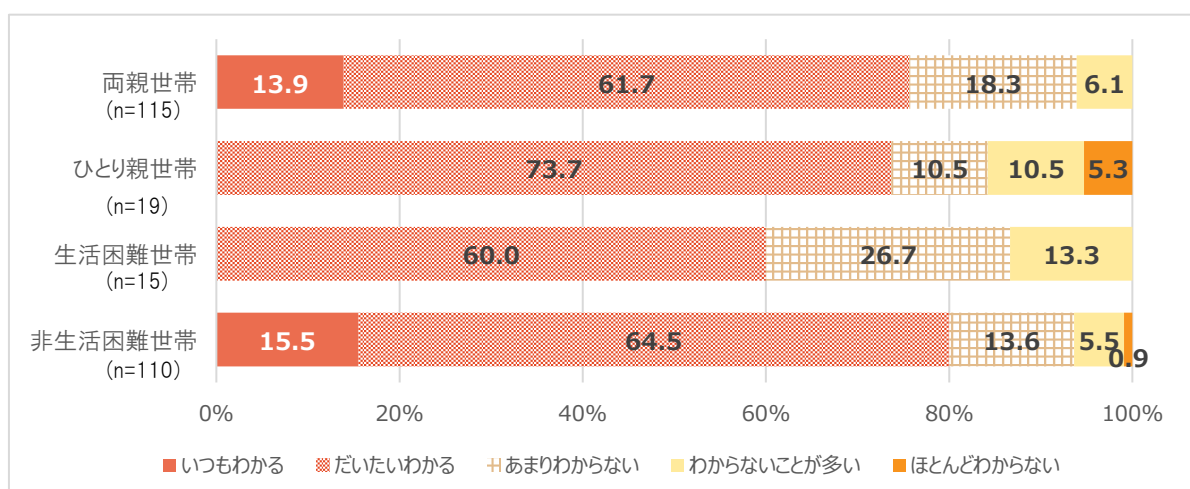
⑦授業の理解度に関して【生徒対象】

「学校の授業がわからないことがありますか」について、全体をみると、合計7割以上の生徒が「いつもわかる」「だいたいわかる」、合計約2割の生徒が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答していました。

		n(人)	いつもわかる	だいたいわかる	あまりわからない	わからないことが多い	ほとんどわからない
			(%)				
全体		140	12.1	64.3	16.4	6.4	0.7
学年	小5	56	23.2	55.4	17.9	3.6	0.0
	中2	55	7.3	67.3	16.4	7.3	1.8
	高2	29	0.0	75.9	13.8	10.3	0.0
【参考】北海道調査		6,219人	12.8%	54.2%	15.7%	11.0%	4.4%

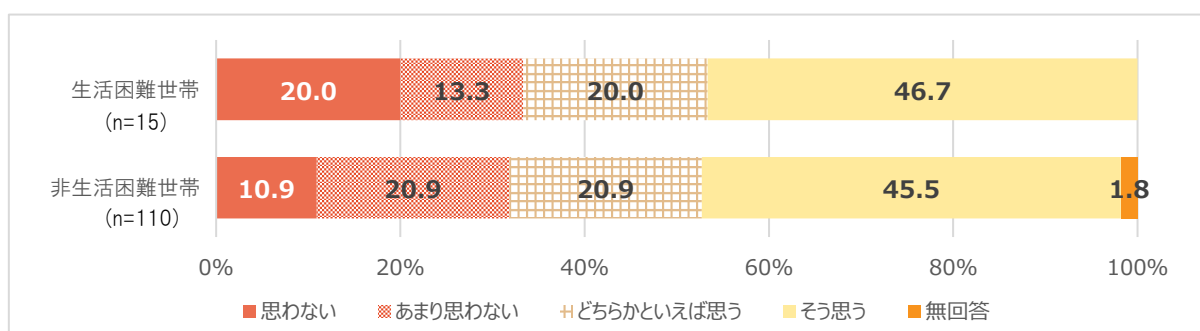
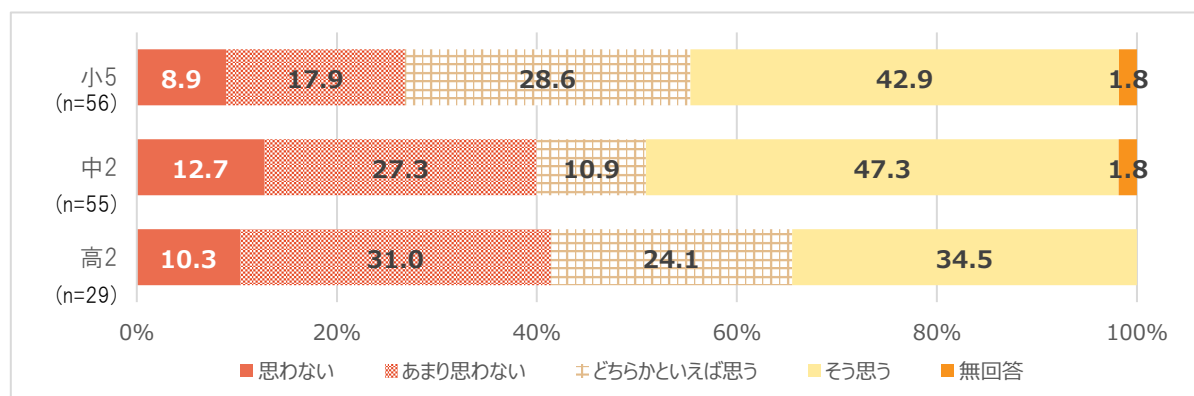
北海道調査と比較すると、「わかる」と回答している割合が約10ポイント高くなっています。

また、世帯類型別に見ると、ひとり親世帯は「いつもわかる」がおらず、「ほとんどわからない」の割合が両親世帯よりも高くなっていました。生活困難・非生活困難世帯別にみると、生活困難世帯は「いつもわかる」がおらず、「あまりわからない」と「わからないことが多い」の合計が、非生活困難世帯よりも大幅に高くなっていました。



⑧将来への希望・期待に関して

「自分の将来が楽しみだと感じますか」について、「思わない」と「あまり思わない」の合計を学年別でみると、小5生徒が26.6%、中2生徒の合計が40.0%、高2生徒の合計が41.3%となっていました。中学生になると、将来への希望・期待が大きく下がる傾向がみられます。生活困難・非生活困難世帯別にみると、「思わない」と「あまり思わない」の合計の割合はあまり変わりませんが、生活困難世帯の子どもの方が明確に「思わない」と回答する割合が高くなっていました。



4 子どもの貧困にかかる支援ニーズに対する資源量調査

(1) 調査の目的

本町において実施した子どもの生活実態調査にあわせ、町内の多様な団体・事業者などに対し、子ども支援に対しそれぞれができることの調査を実施し、支援施策の展開にあたっての資源量を把握することを目的とします。

(2) 調査手法

①課題項目の集約

近年の子どもを取り巻く状況を踏まえ、支援を検討すべき貧困にかかわる課題を、以下の16項目に整理しました。

課 題	
① 子どもの欠食	⑨ 経済的理由による子どもの進路の制限
② 子どもの生活習慣の乱れ	⑩ 親子で過ごす時間の欠如
③ 子どもの孤立感	⑪ 生活の困窮
④ 子どもの健康状況の悪化	⑫ 親の孤立（相談先・居場所）
⑤ 子どもの学力や学習環境の低下	⑬ 親の健康状況の悪化
⑥ 子どものストレスや精神状況の悪化	⑭ 親のストレスや精神状況の悪化
⑦ 子どもの問題行動	⑮ 地域のコミュニティからの孤立
⑧ 子どもの多様な体験機会の欠如	⑯ 虐待・ネグレクト

②支援の必要量の把握

小中高校生の生徒・保護者をそれぞれ対象としたアンケート調査から、上記の16項目についての潜在ニーズの把握を行いました。そこから、資源量と突合するためニーズ量を試算します。

③資源量把握

上記の16項目に対して、日常的な支援状況・今後の支援意向について、町・町教委・関係機関・団体等に対し調査を行いました。

調査対象(回答のあった数)/(配布した数)	
江差町・江差町教育委員会の各課 (12) / (12)	教育・保育機関 (10) / (12)
関係団体 (6) / (8)	民間のサークル等 (5) / (5)
民間企業 (1) / (12)	宗教法人等 (5) / (12)
合計 (39) / (50)	

(3) 結果からみられる現況

子どもにおいては、「孤立感」「多様な体験機会の欠如」に対し、現有資源で十分な対応が難しい可能性があります。就学期・思春期における悩み相談の充実について、政策的な検討が必要と考えられます。また、多様な体験機会確保のため、団体だけではなく、地域住民の協力を得るなど、取組みのさらなる充実を検討する必要があります。

保護者においては、「生活の困窮」「健康状態の悪化」に対し、現有資源で十分な対応が難しい可能性があります。「生活の困窮」については、福祉だけでなく、行政や関係機関の横断連携を検討する必要があります。「健康状態の悪化」については、医療もかかわる問題であり、これについても行政や関係機関の横断連携を検討する必要があります。

■第4章 計画の考え方と課題

1 計画の考え方

国は「貧困対策推進法」の中で、子どもの貧困対策の推進に対し、『子どもの将来だけでなく現在に向けて対策すること』、『貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること』とし、以下のような理念を掲げています。

- ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
- ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
- ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

また、令和元年に閣議決定された子どもの貧困対策に関する大綱では、以下のような内容を掲げています。

【目的】

- ・現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
- ・子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施する

【基本的方針】

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援をする
⇒子どものライフステージに応じて早期の課題把握をする
- ② 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮をする
⇒声を上げられない子どもや家庭の早期発見と支援の多様化を進める
- ③ 地方公共団体による取り組みを充実する
⇒計画策定や取り組みの充実、市町村等が保有する情報の活用促進をする

【指標】

- ・生活保護世帯やひとり親世帯の子どもの進学率、ひとり親世帯の親の就業率など、従来の 25 項目から、全世帯の子どもの高等学校中退率、ひとり親世帯の親の正規就業率等、また生活の安定に関する項目として公共料金の未払い経験や食料・衣料が買えなかった経験などを新たに追加した 39 項目とする。

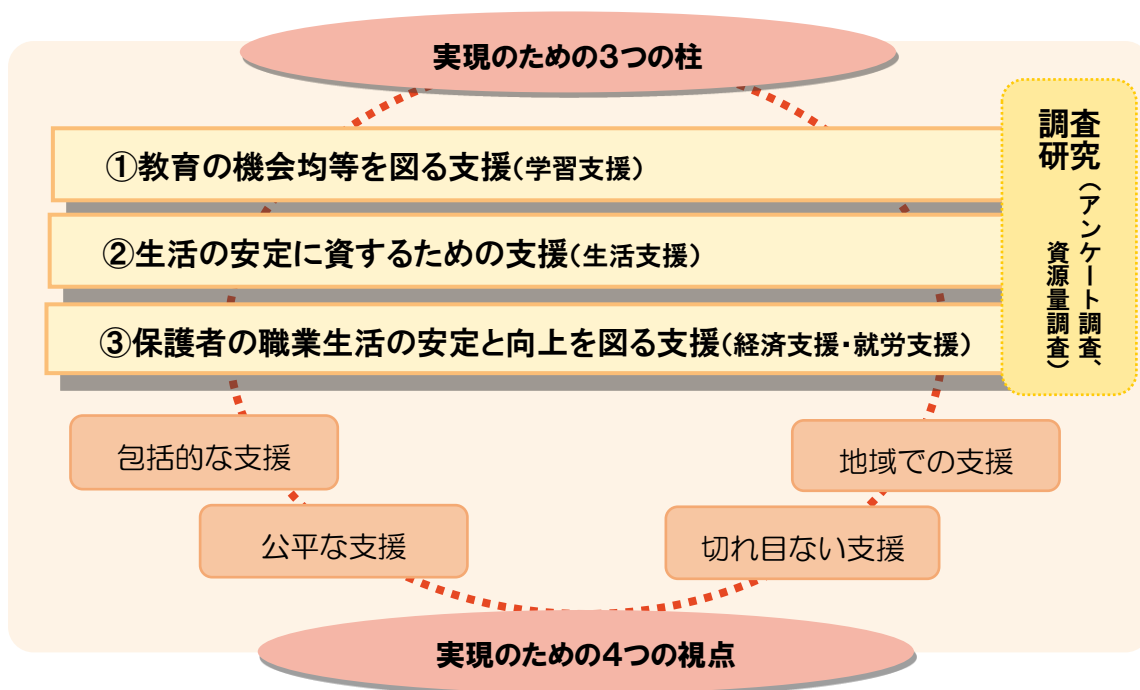
また、基本的施策として「教育の機会均等を図る支援（学習支援）」、「生活の安定に資するための支援（生活支援）」、「保護者の職業生活の安定と向上（経済支援・就労支援）」を主な支援とし、貧困に関する指標等を調査する「調査研究」を推進しています。北海道では、ここに相談支援を加えた体系で「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

本計画では、地域の実情に向き合いながら、「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画」と一体的に各機関と連携し、より効果的な体制を検討・整備していくこととします。したがって、本計画の基本理念は子ども・子育て支援事業計画同様以下の通りとします。

基本理念

子どもの幸せを第一に考え
すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い
子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します

この基本理念に基づき、以下の施策を推進していくこととします。推進にあたっては地域資源量調査で関係団体等から頂いた事業意向をもとに今後の子どもの未来のあり方を検討していきます。



2 計画の課題と方向性

(1) 教育の機会均等を図る支援（学習支援）

①課題

教育の機会はすべての子どもの健やかな成長に不可欠であるにもかかわらず、貧困のため、塾や習い事といった学習機会や、さまざまな体験機会に恵まれないことが教育格差につながる可能性があります。この教育格差は就学格差や所得格差につながり、世代間で貧困の連鎖が生まれる背景の一つであると言われています。

②国の主な取り組み

【重点施策】

■学力保障、高校中退予防、中退後の支援の観点を含む教育支援体制の整備

■真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

【取り組み事例】

幼児教育・保育の無償化/幼児教育・保育の質の向上/スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等/学校教育による学力保障/高校中退の予防のための取組/高校中退後の支援/高等教育の修学支援/外国人児童生徒等への支援/義務教育段階の就学支援の充実/高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減/生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減/ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減/地域における学習支援等/生活困窮世帯等への学習支援/学習支援ネットワークの構築/学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保/多様な体験活動の機会の提供/

③町の状況と対応

アンケート調査から、以下の傾向がみられました。

- ・生活困難世帯において、塾や習い事に行っている方は0人
- ・生活困難世帯の子どもの授業の理解度や大学進学希望率は、非生活困難世帯の子どもより低い
- ・生活困難世帯の子どもの将来への希望・期待感は、非生活困難世帯の子どもより低い

この結果は、いわゆる貧困の連鎖へとつながりうる結果であり、学習意欲があるにもかかわらず、経済的な問題で学習機会や多様な体験の機会が得られないという可能性があります。

また、中学生になると自己肯定感が大きく減少することは、他国と比較してもわが国の大きな特徴です。自己肯定感を育むには、自己有用感を高めることが重要という指摘があります。このため多様な体験機会を設け、「他者に貢献できた」「自分で成し遂げた」という感覚を得ることが重要です。

江差町では、スポーツ少年団活動や読書活動の推進、冒険王クラブや子どもの居場所づくり事業といった取り組みによって多様な体験の機会や多世代交流を提供し、地域とのふれあいを通じた子どもの教育環境の維持に努め、これらの課題に対応していきます。

④本町の具体的な取り組み

- ・ステップ1 生活困窮世帯等の把握及び相談窓口の整備など
- ・ステップ2 個別世帯に必要な支援を検討（庁内会議の実施など）
- ・ステップ3 支援が必要な内容の実践（現在）/貧困の連鎖に繋がらない支援（将来）
- ・ステップ4 各種支援が不要でも全ての子供たちが夢や希望を持てる社会となることを目指す

本町の具体的な取り組みについては、資料編の（基本施策1【教育の機会均等を図る支援（学習支援）】）に記載しますが、毎年見直しを図りながら課題解決に努めます。

(2) 生活の安定に資するための支援（生活支援）

①課題

規則正しい生活習慣や食生活は、健康を維持するために重要であるとともに、とくに子どもにおいては健やかな成長を育むために必要なものです。これに対し、貧困は偏食や欠食による栄養不足から健康不安を招くといった問題があります。満足な食事ができないことや、両親が働いているため一人で食事をする孤食などケースはさまざまですが、正しい生活習慣や食生活は健康管理・体調管理に直結し、また健全なコミュニケーションを育むことから、環境改善・向上が重要とされています。

②国の主な取り組み

【重点施策】

- 生活困難世帯等の把握、支援団体との連携
- 妊娠・出産期から切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援
- 生活困窮家庭の親の自立支援

【取り組み事例】

親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援/特定妊娠等困難を抱えた女性の把握と支援/保護者の自立支援/保育等の確保/保護者の育児負担の軽減/生活困窮世帯等の子供への生活支援/社会的養育が必要な子供への生活支援/食育の推進に関する支援/子供の就労支援/高校中退者等への就労支援（再掲）/子供の社会的自立の確立のための支援/住宅に関する支援/児童家庭支援センターの相談機能の強化/市町村等の体制強化/ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進/生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進/相談職員の資質向上/

③本町の状況と対応

アンケート調査から、以下の傾向がみられました。

・朝食の習慣（毎日食べる）は、北海道水準よりも高く、8割以上の子どもが毎日食べている

この結果から、食生活は高水準であるため、同時に親子のコミュニケーションの場となる家族での団らんの機会が増えるなど、より生活習慣や食生活の向上に資するような取り組みが求められます。

江差町では、引き続き、歯科健診事業や親子食育教室の充実により、現在から将来にわたって心身ともに健全な青少年を育成するような食育や相談など支援を進めます。

④本町の具体的な取り組み

- ・ステップ1 生活困窮世帯等の把握及び相談窓口の整備など
 - ・ステップ2 個別世帯に必要な支援を検討（庁内会議の実施など）
 - ・ステップ3 支援が必要な内容の実践（現在）/貧困の連鎖に繋がらない支援（将来）
 - ・ステップ4 各種支援が不要でも全ての子供たちが夢や希望を持てる社会となることを目指す
- 本町の具体的な取り組みについては、資料編の（基本施策2【生活の安定に資するための支援（生活支援）】）に記載しますが、毎年見直しを図りながら課題解決に努めます。

(3) 保護者の職業生活と安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）

①課題

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要とされますが、不安定な雇用やひとり親といった理由から生活基盤が不十分だと、安定した居場所を失い、健康上の問題や生活上の困難が生じる可能性があります。このような家庭が十分な世帯収入を得られない場合に、健康的な生活や経済基盤が確保できるよう、支援制度の周知を推進する必要があります。各種手当や給付などを活用しながら、世帯の生活を経済的に支援します。

また、子どもが心身とも安定した生活を送るためには、親の就労状況が安定していることも重要です。このため、生活が困難な世帯に対し、経済的自立に向けた就労サポートが必要となります。

②国の主な取り組み

【重点施策】

- 児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- ひとり親への就労支援

【取り組み事例】

所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現/ひとり親家庭の親への就労支援/ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立/ひとり親家庭の親の学び直しの支援/企業表彰/就労機会の確保/親の学び直しの支援/非正規雇用から正規雇用への転換/児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施/教育費の確保の推進/教育費負担の軽減（再掲）/

本町の具体的な取り組み（資料編の江差町の取り組み（基本施策3【保護者の職業生活の安定と向上（経済支援・就労支援）】）については、毎年見直しを図りながら取り進めます。

③本町の状況と対応

アンケート調査から、以下の傾向がみられました。

- ・必要性があったにもかかわらず子どもを医療機関受診させなかったと回答した割合が、非生活困難世帯に比べ、生活困難世帯では高くなっている

江差町では、経済支援として、高校生までの子ども医療費の自己負担分全額助成を行っています。したがって本設問で聞いているケースは、いずれも助成対象になるものと考えられます。制度の適切な理解を促すとともに、保護者が多忙等で医療機関につれていけないときに、子どもの受診を支援するといった取り組みが求められる可能性があります。

また、生活就労サポートセンターひやまやハローワークとの連携により、求職中の保護者に対し職業訓練や就業能力向上などの支援を行い、安定した生活につながる支援を行います。

④本町の具体的な取り組み

- ・ステップ1 生活困窮世帯等の把握及び相談窓口の整備など
- ・ステップ2 個別世帯に必要な支援を検討（庁内会議の実施など）
- ・ステップ3 支援が必要な内容の実践（現在）/貧困の連鎖に繋がらない支援（将来）
- ・ステップ4 各種支援が不要でも全ての子供たちが夢や希望を持てる社会となることを目指す

本町の具体的な取り組みについては、資料編の（基本施策3【保護者の職業生活の安定と向上（経済支援・就労支援）】）に記載しますが、毎年見直しを図りながら課題解決に努めます。

■第5章 計画の推進について

1 推進状況の把握

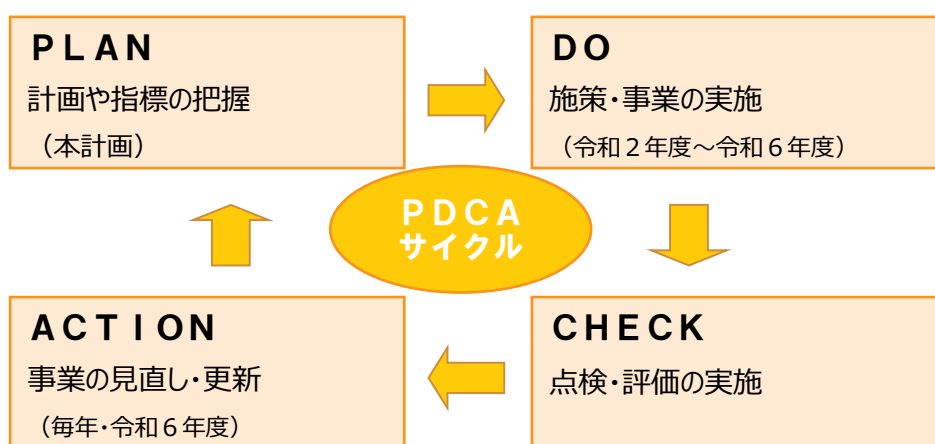
本計画は、保健・福祉・教育・雇用など様々な分野にわたることから、推進にあたっては庁内関係課、関係機関・団体等との連携を図りながら、江差町子ども・子育て会議で議論を進めて取り組んでいきます。

また、子どもの貧困対策は、国や北海道の制度や計画と深く関係しているため、国や道とも協力・連携しながら進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画期間においては、各施策の進捗状況等を定期的に評価・検証し、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化をとらえながら、見直し・改善を進めます。

計画の進行管理は、「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画」と一体的な「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。



3 計画の進行管理の指標

町内の状況を把握し、点検しながら推進するため、参考とする指標を設定し、定期的に点検します。
設定にあたっては、国の大綱に示される指標を踏まえ、町における指標を設定します。

項 目	現状値			目標値
	率	算式	基準日	率
①生活保護率	4.18%	315 名(対象人数)÷7,514 名(町人口)	R1.10.31 現在	現状より改善
②保育所 1～3 階層の割合 (町立保育園)	12.96%	14 名(対象人数)÷108 名(入園者数)	R1.10.31 現在	現状より改善
③小中学校要保護・準要保護 児童生徒割合	17.70%	77 名(対象人数)÷435 名(小中学校児 童生徒数)	R1.12.24 現在	現状より改善
④児童扶養手当受給割合	2.07%	88 世帯(対象世帯数)÷4,243 世帯(町 世帯数)	R1.10.31 現在	現状より改善
⑤乳幼児健診受診率				
4 ヶ月児	83.33%	30 名(受診児数)÷36 名(対象児数)	平成 30 年度	現状より改善
10 ヶ月児	91.67%	33 名(受診児数)÷36 名(対象児数)	平成 30 年度	現状より改善
1 歳 6 ヶ月児	97.78%	44 名(受診児数)÷45 名(対象児数)	平成 30 年度	現状より改善
3 歳 6 ヶ月児	90.91%	40 名(受診児数)÷44 名(対象児数)	平成 30 年度	現状より改善
5 歳児	91.30%	42 名(受診児数)÷46 名(対象児数)	平成 30 年度	現状より改善
⑥子育て支援拠点事業利用者数	-	開設回数 47 回 利用者数 151 名(延べ人数)	平成 30 年度	現状より改善 (女性の就業 率向上を図る ため、保育施 設の通園率を 高めることに なるため、利 用者は減少す る)
⑦3 歳未満児通園率 (町立保育園)	47.27%	52 名(入園児数)÷110 名(対象児数)	R1.10.1 現在	64.55% (全園 児通園率 80%とした場 合の未満児の 通園割合を目 標値とした)
⑧3 歳児通園率(町立保育園)	92.86%	26 名(入園児数)÷28 名(対象児数)	R1.10.1 現在	現状維持
⑨4 歳児通園率(町立保育園)	96.88%	31 名(入園児数)÷32 名(対象児数)	R1.10.1 現在	現状維持
⑩5 歳児通園率(町立保育園)	97.78%	44 名(入園児数)÷45 名(対象児数)	R1.10.1 現在	現状維持

■資料編 令和2年度の江差町の取り組み

基本施策1【教育の機会均等を図る支援（学習支援）】

対応する取り組み（学習支援）

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
生活就労サポートセンターひやまとの連携	生活就労サポートセンターひやまでは、平成28年度より北海道から委託を受け生活保護世帯や生活困窮世帯の子供たちが健やかに育成される環境を整備するため、子どもの学習支援や居場所の提供などを実施していることから、連携を図りながら貧困対策を進めます。	生活困窮世帯等への学習支援	新規				
施設管理者との連携	施設管理者と連携を図りながら、子どもの居場所づくりや多様な体験の場の提供について、検討します。	多様な体験活動の機会の提供に該当	新規				
総合的な学習の時間における地域の人材活用	各学校においては、横断的・総合的な学習や探求的な学習等の特色ある活動を推進するとともに、郷土芸能の継承など「ふるさと江差に心の向く教育」推進のため、地域の人材の活用や、文化財施設の見学や歴史を学び誇りと自信を持たせる「ふるさと江差発見学習」の拡充に努めます。	地域学校協働活動における学習支援等に該当	継続				
読書活動の充実	各学校においては、子どもの豊かな感性や情操、思いやりの心を育むため、朝読書の推奨や学校図書館の利活用を進めるとともに、家庭における「家読（うちどく）」など、読書の習慣化に努めます。	学校教育による学力保障に該当	継続				
認定子ども園の設置・運営支援	認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子供に対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。私立江差幼稚園では、令和2年4月1日から認定こども園としてスタートし、認可が間もないことから、特に保育部門の強化として、保育の質の充実を図るためにも町立保育園保育士との連携・交流強化や園児同士の交流の場の確保を図るなど、運営支援していきます。	幼児教育・保育の質の向上に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
障がい児保育事業	各保育園では、保護者の就労又は疾病などの理由により、保育を必要とする障がいをもつ乳幼児を保育所で預かります。療育に関する専門的指導や相談は、保健師や専門機関との連携を図り、保護者と園児が安心して過ごせる環境づくりに努めます。	特別支援教育に関する支援の充実に該当	継続				
保育園、認定こども園の利用料の無償化	令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世帯への経済的支援をします。	幼児教育・保育の無償化に該当	新規				
ブックスタート事業	7か月児相談を利用して、赤ちゃんと保護者にいっしょに絵本を手渡し、親子が心触れ合うひとときを持つきっかけを作るとともに、乳幼児を抱えても気兼ねなく図書館を利用できるような環境づくりを進めます。	その他の教育支援に該当	継続				
ティーム・ティーチングや少人数指導の実施	各学校においては、教育方針や重点課題に基づき、個に応じた指導の充実を図るため、習熟の程度に応じた指導やティーム・ティーチング等を取り入れ、指導方法や指導体制の工夫・改善を図ります。	少人数指導や習熟度別指導に該当	継続				
特別支援教育支援員事業	各学校においては、通常学級にも学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の障がいのある児童生徒が在籍していることから実態把握に努めるとともに、生活や学習上の困難を改善・克服するため、平成 29 年より町内小中学校5校に特別支援教育支援員を各1名配置し、関係機関と連携を図りながら支援を進めていきます	特別支援教育に関する支援の充実に該当	継続				
「江差町学力向上対策会議」	各学校においては、児童生徒に「読み・書き・計算」の基礎学力の確実な定着を目指し、指導内容や指導方法に創意工夫を凝らした授業改善に努めるとともに、「江差町基礎学力向上対策会議」において、学校間の意見交流を通して「自ら学び、自ら考え判断する児童生徒」の育成に努めます。	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続				
教育相談の実施	各学校においては、いじめや不登校・喫煙・飲酒・薬物乱用などの問題行動や、心の悩みへの早期対応・早期解消のため、地域連携協定を締結した「北海道医療大学」と連携した教員研修を実施するとともに、関係機関・学校・家庭・地域が一体となった教育相談体制の充実に努めます。	地域学校協働活動における学習支援等に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
道徳教育の充実	各学校においては、教育活動全体を通じて道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養うとともに、豊かな体験活動を生かし、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実践する道徳的実践力の育成に努めます。	その他の教育支援に該当	継続				
放課後学習の実施	町内全小中学校において、基礎や基本の確実な習得や学習習慣の改善を図るため、放課後学習の充実に努めます。	その他の教育支援に該当	継続				
生徒指導の充実	各学校においては、児童生徒の特性を的確に把握し、すべての教育活動を通して、児童生徒の自己実現が図られる積極的な生徒指導に心がけるとともに、教職員の共通理解を図り、家庭や地域と連携・協力を密にした開かれた生徒指導を進めます。また、「江差町いじめ基本方針」に基づき「いじめの防止・早期発見・対応」に努めます。	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続				
体力の向上対策	生涯の各世代におけるスポーツ機会の充実については、江差特有の海洋性スポーツや冬季スポーツの振興をはじめ、健康づくりやスポーツの普及を目指します。具体的には、運動公園施設の積極的な活用を図り、世代間交流を目指したスポーツ教室やスポーツイベントの開催、学校体育施設の開放によるスポーツサークルやスポーツ指導委員との連携、町民の森を活用し木を活用した教室等の実施により、充実した環境づくりに努めます。	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続				
コンピュータ等利用による情報化の推進	各学校においては、設置しているコンピュータ等の積極的な活用により、児童生徒が情報手段に慣れ親しみ、基礎的な操作を身に付け、適切に活用できるよう学習機会の充実に努めます。	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
小中一貫教育の推進	江差北小学校・北中学校では、小中9年間を通じた学びの連続により、教育の質の向上を図るため、小中の教育目標を統一して小中一貫教育に取り組んでおり、小学校から中学校へのスムーズな接続を図る「中1ギャップ未然防止」を含め更なる前進に努めます。また、江差中学校・江差小学校・南が丘小学校3校による「江差中学校区トライアングルサポート」による連携強化にも努めます。また、平成29年度より江差北小中学校において、新たに道教委からほっかいどう学力向上推進事業「小中一貫教育支援事業」の指定を受け、取り組みを強化し、令和元年度より「小中一貫型(併設型)小・中学校」に移行しました。	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続				
幼児教育の充実	幼児教育については、異年齢児との交流や色々な環境とのかかわりなど、直接体験や疑似体験による「遊び」や「ふれあい」を通して、基本的な生活習慣や豊かな心情を育むよう努めます。	その他の教育支援に該当	継続				
スポーツ少年団活動支援	スポーツを通じた「人材」の育成を図るため、青少年の健全育成を理念として、子どもたちにスポーツを経験させる上で重要な役割を担っているスポーツ少年団活動の活性化に向けた取り組みに対して支援していきます。大会参加時の生涯学習バスの運行や、町民野球場への企業広告料を原資とした各少年団への活動費助成も行います。	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続				
地域子ども会活動支援	地域で様々な活動を行っている子ども会の事業をサポートするとともに、百人一首大会等を実施するなど各団体の交流促進に努めます。百人一首大会では、町内大会・檜山大会など事業運営支援を通じて、町内並びに管内の参加者間の交流促進を図ります。	地域における学習支援等に該当	継続				
江差町青少年健全育成協議会	次代を担う青少年の育成には、社会全体の責務として「子どもたちは地域から育む」という意識を持って、地域住民や学校関係者をはじめ関係機関が相互に連携し、時代ニーズに即した事業を展開します。学校やPTA、民生児童委員など構成団体による連携のほか、家庭教育サポート企業とも連携した下校見守り活動等を実施します。	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用	各学校において、「地域とともにある学校づくり」を目指し、地域の皆さんがボランティアとして学校の教育活動を支援していく活動など、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、力を合わせることによって、互いに信頼しあい、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちを支えています。平成 29 年度に江差北小学校・中学校で、令和元年度に江差小学校、南が丘小学校、江差中学校においてそれぞれ学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入し、より地域に開かれた学校づくりを推進します。	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	拡充				
絵本サークル「ポポリン」	絵本サークルポポリンは、生涯学習社会における「学ぶこと」を中心に活動を続けます。また、子どものものと思われがちな絵本から、人間の生き方、物の考え方を大人が楽しみながら学び合うとともに、子どもたちに絵本の楽しさを伝え、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）の普及に尽力していきます。さらに、ブックスタートや乳幼児健診にも協力し、地域全体で子育てに関わることや乳幼児期から絵本に触れる体験の大切さを伝え、父親の育児参加も促していきます。	その他の教育支援に該当	継続				
冒険王クラブの展開	休日や放課後において、子どもたちが江差ならではの歴史や文化、自然を生かした体験活動・交流活動等を実施していきます。夏休み子どもスイミング・冬休み子どもスキーレッスン等を実施します。	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続				
子どもの居場所づくり事業の推進	公共施設を活用し、昔遊びなど子どもの遊ぶ機会や親子で集える場を提供することにより、子どもの安心確保や世代間交流の促進を図ります。文化会館にてシニアカレッジ学園祭と連係し、創作体験他世代間交流を実施します。 また、町立あすなろ幼稚園の閉園後、複合施設として活用し、世代間交流等も可能な子どもの居場所づくりを行います。	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続				

基本施策2【生活の安定に資するための支援（生活支援）】

対応する取り組み（生活支援）

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
乳幼児相談事業	2ヶ月児、7ヶ月児、2歳6ヶ月児に対し、身体計測、発達状況の確認、保健師・栄養士による相談を実施し、乳幼児の心身ともに健やかな成長発達を促す支援をします。 また、2ヶ月児相談では仲間作りを目的にした集団指導、7ヶ月児相談では食生活改善協議会の協力のもと離乳食を提供した栄養相談、2歳6ヶ月児相談では保育士によるあそびの提供を実施しながら、育児不安の軽減を図ります。	妊娠・出産期からの相談に該当	継続				
乳幼児健診事業	4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児、5歳児に対し、身体計測、発達状況の確認、小児科医の診察を行い、乳幼児の疾病等の発見および予防を図り心身ともに健やかな成長を支援します。また、保健師・栄養士による子どもの成長発達や育児についての相談を実施し不安を軽減し、安心して子育てができるように支援します。	妊娠・出産期からの相談に該当	継続				
ニーズ調査の実施	町内の子どもを対象に、必要な体験プログラム、スポーツ少年団等の加入の有無や放課後の過ごし方などのアンケート調査を実施し、学習支援等の必要性について検討します。	市町村等の体制強化	新規				
資源量調査団体との連携	平成 30 年度に実施したニーズ調査において協力いただいた町内の企業・団体の支援可能な項目を整理し、官民一体となった貧困家庭の環境改善などに取り組みます。	生活困窮世帯等の子供への生活支援	新規				
乳 児 保 育 事 業 （各保育園で実施）	生後6か月以降の乳児保育を実施します。 受入時の発育、発達状況や離乳食、疾病などについて、保護者との連携を図り、日々の発達に即した保育計画に基づき、安心して預けられるようサービスの充実に努めます。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
一時預かり事業 (各保育園)	かもめ保育園では、保護者が就労、冠婚葬祭、通院、介護などにより、一時的に保育に欠ける乳幼児を保育園で預かります。また、里帰り出産のために帰省している世帯の乳幼児が、一時的に保育が必要となる場合についても実施します。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
放課後児童対策事業	就労などにより、保護者が日中家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室を利用して、支援員を配置し、放課後における遊びや生活の場を確保しています。また、新たに支援補助員を配置し、開設時間の延長を図っています。令和元年度末で廃園するあすなろ幼稚園については、学童保育所と未就学児・保護者が活用できる施設への改修を検討します。また、平成 30 年度からは、学校との連携会議を半期ごとに実施します。	切れ目のない支援に該当	継続				
母子健康手帳交付	妊娠届けがあった妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、簡単なアンケートを実施し妊婦のニーズの把握に努め、安心安全に出産するための支援を行います	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
妊産婦健康診査事業	平成 28 年度から妊婦精密検査受診券、令和元年度からこれまで償還払いで対応していた、産後健診についても産婦健康診査受診券を最大 2 回分交付し、産後の身体的機能の回復及び健康保持増進の強化を図ります。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	出産後早期に自宅等に訪問し、子供の体重測定、発育状況、母親の健康状態を確認し親子の健康増進を図ります。また、育児の不安や悩みの相談、子育て情報の提供等により、子育ての孤立を防ぎます。必要と認められる場合は、継続訪問や他機関と連携しながらサービスの提供を行います。また里帰り出産した親子にも対応し、必要時には居住地の関係機関に情報提供し継続した子育て支援を図ります。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
健診事後相談	電話や訪問等により、子供の発達の悩みや不安、対処法について相談や各種相談事業への同伴、関係機関との調整等を実施し、子どもの健やかな成長発達を促進します。	妊娠・出産期からの相談に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
歯科健診事業	小学校に入学する前の乳幼児を対象に、歯科医師による歯科診察や歯科衛生士による歯磨き指導とフッ素塗布、保健師による歯の健康教育を実施して虫歯の予防と早期発見を図ります。	切れ目のない支援に該当	継続				
フッ素洗口事業	町内の小学校児童及び幼稚園、保育園の3歳児以上を対象に、週1回のフッ素による洗口やおやつを取り方、歯磨きの方法などについての健康教育を実施し、虫歯を予防する習慣が身につくように支援します。	切れ目のない支援に該当	継続				
妊婦・乳幼児栄養指導	乳幼児健診・各種相談などの場で 個人の状況や発達段階に応じた栄養相談を行い、母子の健康増進と食慣習の形成を図ります。7ヶ月児相談では保護者が実際に味や固さ、量などを確認できるよう、食生活改善協議会の協力のもと離乳食を提供して具体的な指導を行います。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
親子食育教室	幼児・児童とその母親と一緒に料理をすることの楽しさや食べることの大切さ、体の仕組みなどを知り、健康づくりのための食生活を学ぶ機会として実施します。また、小中学生に対し栄養士や食生活改善協議会による健康教育も実施します。	食育の推進に関する支援に該当	継続				
幼稚園・保育所の食育の推進	食育計画により、入園児年齢ごとに生命維持につながる「食」を、楽しく食することで基本的な食習慣やマナーが身につくことを目指し、推進します。また、産業振興課と連携した農作物収穫体験や地産地消などの推進を図ります。	食育の推進に関する支援に該当	継続				
地域子育て支援センター事業	日明保育園内で実施している地域子育て支援センターは、保育所の機能を活用してすべての子育て家庭の親子を対象に、育児不安や子育ての悩みなどの相談や、子育てサークル・育児ボランティアなどの支援、週1回の保育園開放日に園児とゲームなどを通じて交流を行います。センター内に「北海道赤ちゃんのほっとステーション」を設置し、授乳やオムツ交換に利用することができます。就園前の子を持つ家庭に対し、遊び場や保護者同士の交流の場を提供することで育児不安等解消の役割を担います。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
子育て相談室・キッズランドの開設	かもめ保育園と水堀保育園では、すべての子育て家庭の親子を対象に、保護者や地域の子育て支援対策として、子育て相談室を設け育児不安や子育ての悩みなどの相談の受け入れを行います。また、第1・3木曜日(かもめ)と第2木曜日(水堀)に、就園前の子どもと母親が一緒に遊べるよう保育園遊戯室等を開放します。	妊娠・出産期からの相談に該当	継続				
子育て情報の提供	子育てガイドマップ等を配布するとともに、関係機関と連携を図り子育て情報の一元化等、子育て家庭に対し情報を提供します。妊娠届のあった方や両親学級参加者にも配布し、出産前から子育て情報の周知を図ります。また、ホームページにも掲載します。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
小児医療・周産期医療体制の充実	小児の初期救急医は檜山医師会の協力による休日・夜間当番医制の実施、小児二次救急医療体制として道立江差病院、さらには小児救急医療拠点病院として函館中央病院が指定されています。出産に関しては平成26年から道立江差病院で経産婦の分娩が再開始、平成29年には道立江差病院が主催、町が共催して小児科医師による子ども健康セミナーを4回実施したことなどにより、今後も安心して子どもを産み、適切な医療が受けられるよう、小児医療・周産期医療の確保・充実に向けて、小児科外来・小児科医師等と連携しながら体制整備に努めます。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
キティサークル	育児サポートサークル「キティ」による親子での遊び場「キティ広場」に、保健師や地域子育て支援センター指導者の派遣、活動場所の提供などの支援を行います。また、子育ての多様なニーズに対応できるよう、保健師や保育士などで講習会等を開催し、子育てサポーターを養成していきます。	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続				
児童虐待早期発見事業	妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で、生活・子育て環境を把握し、早期支援を行っています。また、妊産婦・乳児訪問事業においても、早期発見、早期対応を行います。また、アンケートや問診項目により、育児不安や子育てに負担が強い方への支援につなげます。	社会的養育が必要な子供への生活支援に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
児童虐待防止推進月間啓発事業	児童虐待防止推進月間にあわせ虐待予防や早期発見の啓発と、虐待予防のシンボル・オレンジリボン運動を行います。現在、啓発活動が定着し、虐待防止の機運が高まりました。地域全体で親子を見守る気運を高めるために、引き続き啓発をしていきます。	社会的養育が必要な子供への生活支援に該当	継続				
おや？おや？安心サポートシステム	幼稚園や保育所と地域の母子保健・児童福祉など関係機関と協働のもと、幼稚園や保育所の子育て支援機能活用し、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援に結び付けられるような体制づくりを構築していきます。	社会的養育が必要な子供への生活支援に該当	継続				
江差町要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止及び早期発見と迅速な処理のため、児童相談所・警察・民生児童委員協議会等を構成員として設立し、地域・関係機関連携協力により、早期発見・早期対応を行います。児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援に努めます。また、児童福祉法の改正により平成 29 年度から調整機関への専門職の配置が必置とされたことから、健康推進課を調整機関として指定し、一層の機能強化を図ります。	社会的養育が必要な子供への生活支援に該当	継続				
障がい福祉計画の推進	障がい児施策の充実や拡充を図るため、その指針となる障がい福祉計画に基づき、一元化したサービスの提供を進めます。また、平成 30 年に策定した第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画(平成 30 年度～令和2年度)に基づき、支援を推進します。	子供の社会的自立の確立のための支援に該当	継続				
相談支援事業	障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人、家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報や権利擁護のために必要な援助を行います。平成 29 年から町内のあすなろ相談支援センターに一般相談を委託し、また、庁舎窓口でも日常的に相談や情報提供を行うことで支援につなげていきます。	子供の社会的自立の確立のための支援に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
巡回児童相談事業	定期的に函館児童相談所の職員が当町を巡回し、18歳未満の児童の発達や障がいなどについての相談を受け、必要な支援を行っています。また、療育手帳の交付を受けるための判定(知能検査)なども受けることなどを紹介し、支援につなげていきます。	子供の社会的自立の確立のための支援に該当	継続				
障害児サークル支援(いちいの会)	知的障害、情緒障害、肢体不自由などの障がい児を持つ親の会「いちいの会」の活動に対し、子育ての悩みの相談や教育環境、医療、福祉などの情報提供、関係機関との調整、保健師の派遣などの支援協力を行います。また、平成30年度より2カ月に1回保健師を派遣し、支援協力の一層の充実を図ります。	子供の社会的自立の確立のための支援に該当	継続				

基本施策3【保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）】

対応する取り組み（経済支援）

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
経済支援策の周知	生活困窮世帯等が必要とする各種貸付け資金などの一覧を作成し、支援制度の周知に努めます。	教育費負担の軽減	新規				
保育園等園児の保護者に対する給食費補助	保育園等給食に要する経費の一部を保護者に補助し、子育て支援環境の充実を図ります。	子育て世帯への経済的支援に該当	新規				
多子世帯に対する経済的負担軽減の実施	18歳までの兄、姉を有する多子世帯の第3子児童の保育所や幼稚園の保育料を免除し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世帯への経済的支援をします。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
小中学校児童生徒の保護者に対する給食費補助	学校給食に要する経費の一部を保護者に補助し、経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てる環境づくりの支援を図ります。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
子育て応援券交付事業	子どもの健やかな成長を願い、子育て中の家庭の経済的な負担を軽減し子育て支援の充実を図ることを目的として、平成27年度以降、出生した子には新生児訪問で、1歳の誕生日を迎える子には10か月健診の時に、紙おむつに交換できる『子育て応援券』を交付します。平成28年から粉ミルク、おしりふきを加え制度の充実を図りました。対象者からも好評で利用率が高まり、新生児訪問を早期に希望する人が増え、早期支援につなげます。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
小中学校児童生徒の保護者に対する就学援助	経済的な理由により、児童・生徒の小・中学校への就学が困難なご家庭に対し、学校給食費や学用品費等の費用の一部を援助します。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
子ども医療費助成事業	満18歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の3月31日までの子どもに対する保険診療にかかる医療費自己負担分を全額補助することで経済的援助を実施します。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
不妊相談・不妊治療費助成事業	子どもを望む夫婦に対し、情報の提供や相談に応じます。平成30年から不妊治療の助成を開始しました。費用助成にとどまらず、寄り添った相談支援体制の整備・充実に努めます。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
風しん予防接種費用助成	妊娠を希望する女性が、風疹抗体価が低い場合、予防接種費用の助成し、生まれてくる子供の先天性風疹症候群の予防を図ります。また、39歳～56歳の男性に行う予防接種が定期予防接種となり、令和元年度から3か年で実施します。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
委託医療機関外等の母子健康診査費用助成事業	母子の健康管理を図る目的で、道外医療機関で実施した妊産婦健康診査及び精密検査、妊娠40週以降の妊婦一般健康診査、子どもの1か月児健診にかかった費用を助成し、母と子の健康保持増進を図ります。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
奨学金の貸与	進学を希望するも経済的理由により就学困難な方に対し、学費等を貸与し、有能な人材の育成と確保を図ります。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
江差町看護職員養成修学資金貸付制度	将来、江差町内の医療機関に看護師又は助産師として従事しようとする人に対して、その修学に必要な資金を貸し付けし、看護職員の確保及び医療環境の充実に努めます。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
養育医療の給付	2000g未満で生まれ、医師が必要と認めた乳児の入院中の医療費を助成し、健康管理と健全な育成を図る支援をします。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
予防接種	予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症を予防し健康増進を図るとともに、公衆衛生の向上を図ります。任意予防接種であるインフルエンザ(13歳未満の2回目)の費用の助成も行います。予防接種の種類が増えることで、より子どもの感染症予防の充実に努めます。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				
母子家庭等に対する相談	児童扶養手当やひとり親医療費助成などの支援制度の手続きや生活困窮世帯の支援制度の相談を行います。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の保険診療にかかる医療費自己負担分について以下のとおり経済的支援を行います。 ①満18歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の3月31日までの子ども:全額助成 ②ひとり親家庭の母又は父及び①に当てはまらない満20歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の3月31日までの子ども:一部助成	子育て世帯への経済的支援に該当	継続				

対応する取り組み（就労支援）

取り組み	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
町内企業・事業所との連携	中学校等の求めに応じて、職場体験ができる企業・事業所の確保やインターンシップ受入の強化などを図り、子どもの就労体験の場の確保に努めます。	就労機会の確保に該当	新規				
ハローワーク等の関係機関と連携した就職支援	雇用の創出と働きやすい職場環境の整備促進に努めるとともに、就職に必要な技能を習得できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しながら就職支援を行います。	就労機会の確保に該当	継続				
ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	男女がともに働きやすく、仕事・子育て・家庭生活を両立し充実した時間がもてるように、育児休業取得など職場環境の整備、男性に対する家事・育児支援等の推進など、広くワーク・ライフ・バランスに対する理解を啓発することにより仕事と子育て等の両立支援を推進します。平成29年より、働き方改革推進に向けた説明会の案内や、ワーク・ライフ・バランス取り組事例などのリーフレットを設置し、制度の周知啓発に努めます。	就労機会の確保に該当	継続				
キャリア教育の推進	中学校での各教科、道徳科総合的な学習の時間、特別活動において、「働くこと」に対して高い関心や意欲を持ち、その意義を理解している生徒を目指すためのキャリア教育の推進に努めます。	就労機会の確保に該当	継続				

子供の貧困対策に関する大綱のポイント

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること 及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
 - 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり 全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

Ⅲ 子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% 平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1% 平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0% 平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.8% 平成30年5月1日現在)
 - ・高等学校卒業後 30.8% 平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7% 平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.9% 平成28年11月1日現在)
 - ・高等学校卒業後 58.5% 平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% 平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 48,594人 平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 50.9% 平成30年度)
 - ・中学校 58.4% 平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 67.6% 平成30年度)
 - ・中学校 89.0% 平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 65.6% 平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 47.2% 平成30年度)
 - ・中学校 56.8% 平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学 短期大学 高等専門学校 専門学校

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 平成29年)
 - 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%
 - ・子供がある全世帯 平成29年)
 - 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 平成29年)
 - 食料が買えない経験 34.9%
 - ・よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 39.7%
 - ・よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 平成29年)
 - 食料が買えない経験 16.9%
 - ・よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 20.9%
 - ・よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 平成29年)
 - 重要な事柄の相談 8.9%
 - いざというときのお金の援助 25.9%
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 平成29年)
 - 重要な事柄の相談 7.2%
 - いざというときのお金の援助 20.4%

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 80.8% 平成27年)
 - ・父子世帯 88.1% 平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 44.4% 平成27年)
 - ・父子世帯 69.4% 平成27年)

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 13.9% 平成27年)
 - ・全国消費実態調査 7.9% 平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 50.8% 平成27年)
 - ・全国消費実態調査 47.7% 平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 42.9% 平成28年度)
 - ・父子世帯 20.8% 平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 69.8% 平成28年度)
 - ・父子世帯 90.2% 平成28年度)

Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・幼児教育・保育の無償化 ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援 ・高校中退の予防のための取組 ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供 ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援 ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・特別支援教育に関する支援の充実 ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減 ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等 ・地域学校協働活動における学習支援等 ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援 ・学生支援ネットワークの構築 ・夜間中学の設置促進・充実 ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援 ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援 ・生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・社会的養育が必要な子供への生活支援 ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援 ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援 ・家庭への復帰支援 ・退所後の相談支援
- 支援体制の強化 ・児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・社会的養護の体制整備 ・市町村等の体制強化
 - ・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援 ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援 ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・職業と家庭の両立 ・学び直しの支援 ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ・就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

Ⅵ 施策の推進体制等

- 国における推進体制 ○ 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価 ○ 大綱の見直し

子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱

～ 日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて ～

令和元年11 月

第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25 年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25 年法律第64 号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26 年8月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41 号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成30年11月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計6回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるた

めには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

（１）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

（２）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

（３）支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られる。こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

（４）地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共

団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与

える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間に於いて政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第4 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

(幼児教育・保育の無償化)

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

(幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の

更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（２）地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 （スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等）

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。（再掲）

（学校教育による学力保障）

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

（３）高等学校等における修学継続のための支援 （高校中退の予防のための取組）

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に

関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

（高校中退後の支援）

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長２年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の修学支援）

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、令和２年４月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

（５）特に配慮を要する子供への支援

（児童養護施設等の子供への学習・進学支援）

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（外国人児童生徒等への支援）

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

（６）教育費負担の軽減

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

（高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

（ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

（7）地域における学習支援等

（地域学校協働活動における学習支援等）

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

（生活困窮世帯等への学習支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（８）その他の教育支援

（学生支援ネットワークの構築）

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

（夜間中学の設置促進・充実）

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

（学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保）

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

（多様な体験活動の機会の提供）

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

２ 生活の安定に資するための支援

（１）親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

（妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

（特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援）

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。

また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

（2）保護者の生活支援

（保護者の自立支援）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

（保育等の確保）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消を図り女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

（保護者の育児負担の軽減）

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

（３）子供の生活支援

（生活困窮世帯等の子供への生活支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。（再掲）

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（社会的養育が必要な子供への生活支援）

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

（食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくこと

が重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていないことがあることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

（４）子供の就労支援

（生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

（高校中退者等への就労支援）

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

（再掲）

（児童福祉施設入所児童等への就労支援）

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

（子供の社会的自立の確立のための支援）

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

（５）住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

（６）児童養護施設退所者等に関する支援

（家庭への復帰支援）

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

（退所等後の相談支援）

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

（７）支援体制の強化

（児童家庭支援センターの相談機能の強化）

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

（社会的養護の体制整備）

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

（市町村等の体制強化）

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

（ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進）

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

（生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進）

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。

（相談職員の資質向上）

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向け

て、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

（１）職業生活の安定と向上のための支援

（所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現）

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率３％程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

（２）ひとり親に対する就労支援

（ひとり親家庭の親への就労支援）

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

（ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立）

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。（再掲）

（ひとり親家庭の親の学び直しの支援）

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、

就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給することで、親の学び直しを図っていく。

（企業表彰）

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

（３）ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

（就労機会の確保）

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

（親の学び直しの支援）

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

（非正規雇用から正規雇用への転換）

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

4 経済的支援

（児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施）

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成28 年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30 年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年11 月からの支払回数の年3 回から年6 回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

（養育費の確保の推進）

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

（教育費負担の軽減）

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。（再掲）

第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究

その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者

支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

子供の貧困に関する指標

(別添)

指標		直近値	算出方法
教育の支援			
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% 平成30年4月1日 現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校 義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生総数のうち、高等学校 中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 出所 厚生労働省社会 援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% 平成30年4月1日 現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除いたもの 出所 厚生労働省社会 援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% 平成30年4月1日 現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校 中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校 高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校 専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 出所 厚生労働省社会 援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% 平成30年5月1日 現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 出所 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後	30.8% 平成30年5月1日 現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 出所 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% 平成28年11月1日 現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 出所 全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% 平成28年11月1日 現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 出所 全国ひとり親世帯等調査)

	高等学校等卒業後	58. 5% 平成 28 年 11 月 1 日 現在)	母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 出所：全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1. 4% 平成 30 年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48, 594人 平成 30 年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50. 9% 平成 30 年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58. 4% 平成 30 年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67. 6% 平成 30 年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された小学校の割合 出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89. 0% 平成 30 年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された中学校の割合 出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65. 6% 平成 29 年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒 学用品費等の入学前支給の実施 状況	小学校	47. 2% 平成 30 年度)	当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56. 8% 平成 30 年度)	

高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度 給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 出所 独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
生活の安定に資するための支援			
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% 平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 出所 生活と支え合いに関する調査 特別集計))
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% 平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 出所 生活と支え合いに関する調査 特別集計))
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% 平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 ※) 出所 生活と支え合いに関する調査 特別集計)) ※) 食料が買えない経験 (よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験 (よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% 平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 ※) 出所 生活と支え合いに関する調査 特別集計)) ※) 食料が買えない経験 (よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験 (よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)

子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8. 9% いざという時のお金の援助 25. 9% (平成 29 年)	ひとり親世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 出所 生活と支え合いに関する調査（特別集計）
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7. 2% いざという時のお金の援助 20. 4% (平成 29 年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する 18 歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 出所 生活と支え合いに関する調査（特別集計）
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80. 8% (平成 27 年)	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 出所 国勢調査
	父子世帯	88. 1% (平成 27 年)	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 出所 国勢調査
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44. 4% (平成 27 年)	就業している母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 出所 国勢調査
	父子世帯	69. 4% (平成 27 年)	就業している父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 出所 国勢調査

■参考資料

平成二十五年法律第六十四号

子どもの貧困対策の推進に関する法律

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策（第八条—第十四条）

第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

２ 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

３ 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

４ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

５ 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

６ 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２ 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３ 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の安定に資するための支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。